

各位

ご存知ですか？

「フルハーネス型墜落制止器具使用が原則化！」

株式会社アーク・システム

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、高さ 2 メートル以上での高所作業で作業床を設けるのが難しい場合「墜落制止器具」の使用が義務付けられております。厚生労働省は、「墜落制止器具」について労働安全衛生法の改正を行うとともに安全な使用のためのガイドラインを策定し、2019 年 2 月 1 日から施行しております。

今回は「フルハーネス型墜落制止器具使用の原則化」を中心に、業界と深く関連する法律等に関してお知らせいたします。

業界では技術スタッフによる高所作業が必ず発生いたします。雇用主である弊社はもちろんですが、制作会社様やご発注いただく照明部の皆様にも作業指示者の観点で、内容をご理解いただく必要がございます。お手数ですがご一読いただけますようお願いいたします。

尚、労働安全衛生法等に関するご不明点がございましたら、お手数ですが直接関係機関へのお問い合わせをいただきたくお願いいたします。

敬具

記

1. 改正の背景

墜落制止時の衝撃による内臓の損傷や、宙づり状態でのベルトによる胸部圧迫などを起こす恐れがある、また、死亡災害も発生しているため

2. 改正のポイント

- ① 安全帯の名称が「墜落制止用器具」に変更になりました
- ② 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用する事が原則となりました
※高さ 6.75 メートル以下（建設業では高さ 5 メートル以下）は「胴ベルト（一本つり）」を使用できます
- ③ 「安全衛生特別教育」が必要となりました

3. 旧規格品の使用期間

2022 年 1 月 1 日までは旧規格のものが使用可能となっております。弊社では安心安全作業のために早めに切替を実施する予定ですがレンタルはいたしません

以上

ご参考資料①

■ショックアブソーバーの規格に関して

フックを掛ける位置 腰より高い場合：第一種（自由落下距離が短いため）

腰より低い場合：第二種

自由落下距離	基準	
	衝撃荷重	ショックアブソーバーの伸び
第一種 1.8メートル	4.0 キロニュートン以下	1.2メートル以下
第二種 4.0メートル	6.0 キロニュートン以下	1.75メートル以下

※墜落防止用器具は規格に適合したものを使用する必要があります

（構造・性能について国の定めた「安全帯の規格」は、「墜落制止用器具の規格」に改められます）

■安全衛生特別教育の受講に関して

・2019年2月1日以降フルハーネス安全帯を使用する場合は特別教育の受講が求められます

・無資格の作業者を就業させた場合、罰則(6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金)が適用されます

■安全配慮義務に関して

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」という安全配慮義務があります

※安全配慮義務

労働契約法第5条(労働者の安全への配慮)使用者は労働契約に伴い、労働者がその生命身体等の安全を確保しつつ労働することができるような必要な配慮をするものとする。災害を起こす可能性、すなわち「危険及び健康障害」を事前に発見し、その防止対策(災害発生の結果の予防)を講ずる安全性配慮義務をおこなうことが使用者の義務とされています。これは労働契約法第5条に明記されており、さらに民法上の労働契約に基づく使用者の責務とされており、この義務を怠って労働災害を発生させると民事上の損害賠償義務が生じます。そして安全配慮義務は、事業者が労働安全衛生法を守っているだけでは完全に履行されたことになりません。労働安全衛生法はあくまでも守るべき最低限のもので、法廷基準以外の労働災害発生の危険防止についても、企業は安全配慮義務を負っています。仮に労働安全衛生法上の刑事責任を免れたとしても、民事上の損害賠償責任が免れるわけではありません。

■関係機関等

・フルハーネス型墜落制止用器具(安全帯)使用の原則化に関して

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

・安全衛生特別教育

建設業労働災害防止協会 HP（「フルハーネス特別教育」で検索することもできます）

・日本照明家協会 YouTube ページに「法改正に伴うフルハーネス運用について」という動画が掲載されております。非常にわかりやすい内容となっておりますので、ご参照ください。

<http://www.jaled.or.jp/html/library/youtube.php>

ご参考資料②労働安全衛生法(抜粋)

■関連する労働安全衛生法のご紹介

第20条 事業者は次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1、機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 2、爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 3、電気、熱その他のエネルギーによる危険

第21条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第24条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第25条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な事項を守らなければならない。

第26条 労働者は、事業者が第20条から第25条まで及び前条件第1項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項をまもらなければならない。

※第20条、第21条、第24条、第25条に違反した場合、罰則(6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金)が適用となります

第26条に違反した場合、罰則(50万円以下の罰金)が適用となります

■事業者責任に関して

・労働者の労働災害防止のための措置については「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」(同法第3条第1項)と定められています

・労働災害が発生した場合、事業者は次のような責任が問われることがあります

「刑事責任」

労働災害防止措置を怠ると、労働災害の発生の有無に関わらず刑事責任が課せられます

「民事上の損害賠償責任」

不正行為責任や安全配慮義務違反で損害賠償を請求されることがあります